

現場説明書

市立病院本館屋上冷却塔改修工事

令和6年3月

箕面市立病院

1. 工事概要

- ・本館屋上冷却塔の改修（劣化部品取替え） 一式

2. 工事設計図書

- ①設計図 5枚
- ②仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（最新版）
（機械設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（最新版）
（機械設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準詳細図（最新版）
（機械設備工事編）
- ③本現場説明書
- ④質疑応答（施工中の質疑回答を含む。）

3. 工事範囲

- 上記設計図書に示された範囲 1式

4. 主任技術者

一級機械工事施工管理技士又は二級機械工事施工管理技士の資格を有するもの又は、同等の資格を有するもの1名を工事現場主任と定め、主任技術者届に経歴書を添えて監督職員に提出し承認を受けた上で、この者を主任技術者とする。

5. 現場代理人の常駐

上記4と同資格を有する現場代理人を1名定め、現場代理人届に経歴書を添えて監督職員に提出し、承認を受けて、この者を常駐させること。

なお、主任技術者と現場代理人は兼務してもよい。

6. 疑義

設計図書が互いに相違する場合、又は明記のない場合あるいは疑義が生じた場合は監督職員の指示による。

7. 官公署その他への手続き

本工事に必要な官公署その他への手続きは遅滞なく行うこと。また、これに必要な費用は請負者の負担とする。

8. 養生その他

工事中は各工事に必要な養生を行い、必要と認めた場合には隣接物、その他に対して損害を与えないよう養生を施すこと。

9. 工事に関する報告

工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告書を提出すること。報告内容、様式は監督職員の指示による。

10. 工事の竣工

工事は箕面市立病院（以下、「病院」という）検査職員の検査合格をもって竣工とする。

11. 竣工図面、竣工写真及び引渡し

引き渡し時に、竣工図書を作成の上、提出すること。引き渡しに際しては、施工に関連した図書を提出すること。内容は監督職員の指示による。

12. 各種保険への加入及び建設労働者への適正な賃金の支払い

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入をすること。

また病院発注工事の工事費積算は二省協定労務単価に基づき積算しており、この点に十分留意した上で、建設労働者への適正な賃金の支払いについて配慮のこと。

13. 質疑について

質疑がある場合は、箕面市立病院事務局病院管理室まで問合せること。

14. 注意事項

現場説明時に交付した設計図書その他一式は、入札日に返却すること。

15. 工程

- ①実施工程については、予め病院監督職員と協議の上、承諾を得た後で実施すること。
- ②施設運営に支障がないようにすること。また、施設利用者及び地域住民の妨げにならないようにし、十分に検討・調整した上で行うこと。

16. 工事施工に係る留意事項

- ①工事材料、廃液等の物資を屋外において焼却しないこと。
- ②工事施工中の騒音発生については十分注意すること。
- ③「大阪府公害防止条例」、「箕面市建設工事にかかわる交通安全、公害対策指導要綱」を遵守し工事を行うこと。
- ④工事現場とその周辺に作業員宿舎を設置しないこと。
- ⑤現場作業員の風紀の保守に留意すること。
- ⑥近隣住民に支障を及ぼすことのないよう、騒音・粉塵・振動の低減のため適切な措置を講じること。
- ⑦工事用進入路については道路管理者等と十分協議し、またその維持管理に努め、破損した場合には速やかに修復すること。なお、材料置場は工事現場内で確保すること。
- ⑧車輛入出庫の際、道路を汚さないように対策を講じること。
- ⑨通行者等に危険の無いよう、安全対策を講じること。
- ⑩大阪府では自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制が実施されており、下記の事項について遵守すること。（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく。）
 - a）大阪府が交付する適合車等標章（ステッカー）を表示している車両を

使用すること。

- b) 工事受注業者又はその下請業者は、車種規制適合車等の使用を求めること。また、車種規制適合車等が使用されたことについて確認すること。

- ⑪ 契約工期内に完了できるように施工すること。
- ⑫ 設計変更等については、病院の設計書に基づき病院の査定額による。
- ⑬ その他必要な事項については、その都度、監督職員と協議を行うこと。

17. 交通安全の確保について

- ① 工事用車両等の運行については十分注意し、対人等の危険防止を図ること。
- ② 工事用材料運搬車両は原則として、荷台にシートを被せること。
- ③ 工事用車両は、騒音防止のため警笛の抑止と、進行速度及び工事現場内制限速度遵守並びに排出ガスの低減に努めること。
- ④ 資機材搬入時等には、工事安全上の監視等を行うこと。
- ⑤ 交通誘導員は適時増員を行い安全管理に努めること。

18. その他工事に関し特に留意すべき事項

- ① 施設運営を行いながらの工事となるので、施設関係者並びに施設利用者等の安全に留意し、監督職員並びに施設管理者の指示により工事を行うこと。
- ② 施設敷地内の車両通行は最徐行とし、施設関係者の安全を最優先させること。
- ③ 施設周囲は来院者等の往来者が多いことから安全管理は万全を期すこと。
- ④ 工事（仮設計画含む）については、全て監督職員並びに施設管理者の承認を経て工事を実施すること。
 - ・ 総合工程及び部分詳細工程、仮設計画を作成し、承認を経て工事を実施すること。
 - ・ 施設運営を優先し、工事を実施すること。
- ⑤ 近隣住民に対しても必要な措置を講じ、必要に応じて付近住民等に十分説明し、着工後にトラブルがないように留意すること。近隣住民から問い合わせ、苦情があった場合は速やかに病院へ連絡し誠意をもって対応すること。
- ⑥ 近隣対策、問い合わせ、苦情等については、全て請負者が誠意を持って対応すること。
- ⑦ 全ての使用材料は承認を得てから工事を実施すること。
- ⑧ 安全確保等のための施工中の仮設物設置は本工事に含むものとする。
- ⑨ 法令遵守は徹底すること。
 - ・ 道路交通法はもとより建設業法、建築基準法等の法令に拘束されているので、請負者の責任において法令は遵守すること。
- ⑩ 施設運営上、夜間・休日でも緊急車両や急病人の送迎用車両等の通行がある為、搬入・搬出時や施工時には十分注意すること。
- ⑪ 搬出入車両については、東側道路から出入りすること。なお、時間帯は予め監督職員と協議し、承諾を得ること。